

○文部科学省令第三十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八十八条の二、第九十一条第二項、第九十九条第三項、第百四条、第二百九条第三項、第二百十条第一項及び第三項並びに第百十九条第二項の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分「一」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四百四十二条 大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の定めるところによる。	第四百四十二条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。
〔②〕専門職大学（大学院を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の定めるところによる。	〔項を加える。〕
〔③〕大学院の設備、編制、研究科、教員の資格に関する事項及び通信教育に関する事項その他大学院の設置に関する事項は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。	〔項を加える。〕
〔④〕短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び	〔②〕短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び

設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。

短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。

〔⑤〕専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の定めるところによる。

〔項を加える。〕

第四百六条の二 学校教育法第八十八条の二に規定する修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、専門職大学設置基準第二十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第三項の規定により当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとして限る。）の修得を当該専門職大学における授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

〔条を加える。〕

2 | 学校教育法第八十八条の二ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一とする。

第二百五十五条 [略]

2 [略]

二 | [略]

一 | 専門職大学の前期課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年とする専門職大学の前期課程を修了した者に限る。）

一 | [略]

〔号を加える。〕

第六十七條 学校教育法第九條第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

二 | [略]

第六十七條 学校教育法第九條第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体で

第六十七條 学校教育法第九條第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体で

一 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。	
二 専門職大学等が、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学等の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者（当該専門職大学の職員を除く。）による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。	
第百六十八条 〔略〕	2 学校教育法第九十九条第三項の認証評価に係る同法第一百条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。
第百七十二條の二 〔略〕	2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当
あつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。	
〔号を加える。〕	
〔号を加える。〕	
第百六十八条 〔略〕	2 学校教育法第九十九条第三項の認証評価に係る同法第一百条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。
第百七十二條の二 〔略〕	〔項を加える。〕

該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学は、<u>第一項各号に掲げる事項のほか</u>、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 4 〔略〕 第百七十七条 〔略〕 一 〔略〕 二 <u>専門職大学の前期課程を修了した者</u> 三 <u>八</u> 〔略〕		備考 表中の「<u>一</u>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																																																											
第二条 (学位規則の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。		第二条 (学位規則の一部改正) 次の表を次のように改正する。																																																											
<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td>目次</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第一章</td><td>総則（第一条）</td><td></td></tr><tr><td>第二章</td><td>大学が行う学位授与（<u>第二条―第五条の三</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第三章</td><td>短期大学が行う学位授与（<u>第五条の四―第五条の六</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第四章</td><td>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（<u>第六条・第七条</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第五章</td><td>雑則（<u>第八条―第十三条</u>）</td><td></td></tr><tr><td>附則</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">（学士の学位授与の要件）</td></tr><tr><td>第二条</td><td colspan="2">法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。</td></tr></table>	改	正	後	目次			第一章	総則（第一条）		第二章	大学が行う学位授与（ <u>第二条―第五条の三</u> ）		第三章	短期大学が行う学位授与（ <u>第五条の四―第五条の六</u> ）		第四章	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（ <u>第六条・第七条</u> ）		第五章	雑則（ <u>第八条―第十三条</u> ）		附則			（学士の学位授与の要件）			第二条	法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。		<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td>目次</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第一章</td><td>総則（第一条）</td><td></td></tr><tr><td>第二章</td><td>大学が行う学位授与（<u>第二条―第五条の三</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第三章</td><td>短期大学が行う学位授与（<u>第五条の四</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第四章</td><td>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（<u>第六条・第七条</u>）</td><td></td></tr><tr><td>第五章</td><td>雑則（<u>第八条―第十三条</u>）</td><td></td></tr><tr><td>附則</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">（学士の学位授与の要件）</td></tr><tr><td>第二条</td><td colspan="2">法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。）<u>第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。</u>が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。</td></tr></table>	改	正	前	目次			第一章	総則（第一条）		第二章	大学が行う学位授与（ <u>第二条―第五条の三</u> ）		第三章	短期大学が行う学位授与（ <u>第五条の四</u> ）		第四章	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（ <u>第六条・第七条</u> ）		第五章	雑則（ <u>第八条―第十三条</u> ）		附則			（学士の学位授与の要件）			第二条	法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。） <u>第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。</u> が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。	
改	正	後																																																											
目次																																																													
第一章	総則（第一条）																																																												
第二章	大学が行う学位授与（ <u>第二条―第五条の三</u> ）																																																												
第三章	短期大学が行う学位授与（ <u>第五条の四―第五条の六</u> ）																																																												
第四章	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（ <u>第六条・第七条</u> ）																																																												
第五章	雑則（ <u>第八条―第十三条</u> ）																																																												
附則																																																													
（学士の学位授与の要件）																																																													
第二条	法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。																																																												
改	正	前																																																											
目次																																																													
第一章	総則（第一条）																																																												
第二章	大学が行う学位授与（ <u>第二条―第五条の三</u> ）																																																												
第三章	短期大学が行う学位授与（ <u>第五条の四</u> ）																																																												
第四章	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（ <u>第六条・第七条</u> ）																																																												
第五章	雑則（ <u>第八条―第十三条</u> ）																																																												
附則																																																													
（学士の学位授与の要件）																																																													
第二条	法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。） <u>第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。</u> が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。																																																												

(専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位)

第二条の二 法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	学位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士(専門職)
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士(専門職)

(専門職大学が授与する学位の授与の要件)

第二条の三 法第百四条第二項の規定による前条の学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学を卒業した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第百四条第三項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 [略]

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第三項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第四項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

[条を加える。]

[条を加える。]

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 [略]

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第百四条第三項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第五項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第五条の五 法第百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士(専門職)とする。

(専門職短期大学が授与する学位の要件)

第五条の六 法第百四条第六項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

二五 [略]

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学若しくは一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

二五 [略]

2 法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。 (共同教育課程に係る学位授与の方法)	
第十條の二 大学設置基準第四十三條第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第五十九條第一項、大学院設置基準第三十一條第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六條第一項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十五條第一項又は専門職大学院設置基準第三十二條第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。	2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。 (共同教育課程に係る学位授与の方法)
第十條の二 大学設置基準第四十三條第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第五十九條第一項、大学院設置基準第三十一條第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六條第一項又は専門職大学院設置基準第三十二條第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。	第十條の二 大学設置基準第三十一條第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六條第一項又は専門職大学院設置基準第三十二條第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
第三條 （専門職大学院設置基準の一部改正） 第三條 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
第六條 （教育課程の編成方針） 第六條 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。	第六條 （教育課程） 第六條 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。	
3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。	3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
第六條の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。	
2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。	
一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員	一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの	四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの
3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。	3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。
一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項	一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
--	--

(学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正)

第四條 学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一條 [略] 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)に、専門職大学(大学院を除く。)に係るものにあつては専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学(専門職短期大学を除く。)に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)に、それぞれ適合していること。	(法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一條 [略] 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二・三 [略]
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

五 [略]

二 [略]

一 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること(教育課程連携協議会(専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。)に関することを含む。)

ハ (略)
ニ 学修の成果に関すること(進路に関することを含む。)

ホ イから二までに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該

二・三 [略]
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

五 [略]

二 [略]

一 評価方法に、

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に関すること。

二 教育課程に関すること。

職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。
〔号を削る。〕

第二条 〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 〔略〕

第三条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学

三 施設及び設備に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 〔略〕

第三条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準

学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ」とあるのは、「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告

示

○国家公安委員会告示第五十二号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

フル・カーヤダ/ISL（ダーイシム）と関係を有する自然人

氏名 シェーン・ドミニク・クロフォード（SHANE DOMINIC CRAWFORD）

別名 (a)アサド・ラウ（Asadullah） (b)アブ・サアド・アブトニダーデナ（Abu Sa'd at-Tri-nidadi） (c)アサド（Asad）

符号 不明

役職 不明

生年月日 1986年2月22日

出生地 Mount Hope, Trinidad and Tobago

国籍 トニニダード・トバゴ

（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

旅券番号 (a)トリニダード・トバゴ旅券番号 T A959547 (2013年11月19日トリニダード・トバゴ移民局発行、2018年11月18日失効) (b)トリニダード・トバゴ旅券番号 T 1071839 (2004年11月8日トリニダード・トバゴ入国管理部門発行、2014年11月7日失効)

住所 (a)Syrian Arab Republic (2014年5月時点の所在地) (b)Reyhanli, Hatay, Turkey (過去の所在地、2013年11月から2014年5月まで) (c)349 Dass Branch Trace, Dass Trace, Enterprise Chaguana, Trinidad and Tobago (出生から2013年11月27日まで) (d)P# 41 Ballisier Road, Smith Field Lands, Wallerfield, County of St. George East, Trinidad and Tobago (2011年9月時点の別の所在地)

名簿に記載された年月日 2017年8月18日
名簿記載者公告番号 Q 1-282

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (Q E-48) としてリストに掲載されている ISIL (いわゆる「イスラム国」) の、英語によるプロパガンダ担当。トリニダード・トバゴにおいて、弾薬及び火器の所持、ならびに盗品譲受けについて指名手配されている。身体的情報：目の色は茶、髪の色は暗い、肌の色は薄い茶、体格は中柄、身長は174cm、体重は64kg。英語とアラビア語を話す。1 D 番号：(a)トリニダード・トバゴ国民 1 D カード 19860222007 (2011年6月16日発行、2016年6月16日失効) (b)トリニダード・トバゴ出生証明書 B 394445 (2007年1月23日発行) (c)トリニダード・トバゴ運転免許証 892124 B (2007年8月30日発行、2010年8月30日失効)。

○国家公安委員会告示第五十三号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号) 第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

○法務省告示第四百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二十二年法務省令第十六号) につき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
二 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容				二 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
イ 〔略〕				イ 〔同上〕			
ロ イ以外の実習実施機関				ロ イ以外の実習実施機関			
名	称	所 在 地	実 習 内 容	名	称	所 在 地	実 習 内 容
〔略〕				〔同上〕			
〔項を削る。〕				中村建設株式会社		静岡県浜松市中区中沢町七十一番二十三号	建設機械施工
〔項を削る。〕				佐野誠		静岡県浜松市西区大久保町四千八百八十番地	耕種農業

名簿記載者公告番号 Q 1-214 (ケヴィン・ギアヴァルシュ (KEVIN GUIAVARCH))

1 変更前

氏名 ケヴィン・ギアヴァルシュ (KEVIN GUIAVARCH)

旅券番号 不明

住所 シリア・アラブ共和国 (2012年から居住)

名簿に記載された年月日 2014年9月23日 (2016年6月24日に改訂)

その他参考となるべき事項 シリアに渡航し、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (Q E-61) に加わったフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の斡旋者。インターネットを通じて暴力的な宣伝の面で活動。

2 変更後

氏名 ケヴィン・ジョルダン・アクセル・ギアヴァルシュ (KEVIN JORDAN AXEL GUIAVARCH)

旅券番号 フランス旅券番号 12 C P 63882. 3 F R A (2012年7月31日発行、2022年7月30日まで有効)

住所 (a)Grenoble, France (1993年から2012年までの住所) (b)Syrian Arab Republic (2012年から2016年まで居住) (c)Turkey (2016年6月から2017年1月まで) (d)France (2017年1月以降、収監中)

名簿に記載された年月日 2014年9月23日 (2016年6月24日及び2017年8月27日に改訂)

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (Q E-61) 及びイラクのアル・カーイダ (Q E-48) としてリストに掲載されている ISIL (いわゆる「イスラム国」) と関わりがあるフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の渡航を支援した。インターネットを通じた暴力的な宣伝の面で活動。2014年にフランス当局により発出された同人に対する逮捕令状は、2016年6月に同人がトルコで逮捕され、同国から追放措置がとられたことを受けて、2017年1月に執行された。フランス国民 1 D カード番号：070275 Q 007873 (2007年2月16日発行、2017年2月15日まで有効)。同人に対するインターネット・ポータル (国際刑事警察機構・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： <https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5818297>

法務大臣臨時代理

国務大臣 小此木八郎

[illegible]

〔同上〕	有限会社清明エンジニアリング	静岡県浜松市西区雄踏町字布見九千二百三十二番地の六	冷凍空調和機器施工
〔同上〕	プリ・テック株式会社	愛知県半田市亀崎高根町三丁目百五番地の十三	印刷
〔同上〕	有限会社小笠原牧場	愛知県西尾市花蔵寺町西島百四番地	畜産農業
〔同上〕	山本俊道	愛知県田原市保美町仲新古九十二	耕種農業
〔同上〕	岡克好	大阪府豊能郡能勢町天王七百三十七番地の二	畜産農業
〔同上〕	竹田翼	兵庫県赤穂市真殿五十一番地の七	耕種農業
〔同上〕	竹内章雄	香川県丸亀市綾歌町栗熊東千七百三十九	耕種農業
〔同上〕	當山清林	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷三百四十五番地	耕種農業
〔同上〕	株式会社サザンプラント	沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平千三番地一	耕種農業
〔同上〕	吉浜清裕	沖縄県那覇市仲井真六十八ー四新垣アパート三百三	耕種農業
〔同上〕	大城清助	沖縄県糸満市字真栄平六十七番地	耕種農業
〔同上〕	金城辰男	沖縄県糸満市潮崎町四ー二十一ー十六	耕種農業
〔同上〕	金城孝	沖縄県糸満市西崎六丁目十六番十四号光ビル三百二	耕種農業
〔同上〕	金城敏	沖縄県糸満市糸満千九百四十三番地の二十金城アパートE	耕種農業
〔同上〕	玉城忍	沖縄県糸満市糸満千五百七ー九Kハイム三百二号	耕種農業
〔同上〕	玉城哲弘	沖縄県糸満市糸洲三百二十五ー二	耕種農業
〔同上〕	波平渡	沖縄県糸満市字照屋百四十九番地	耕種農業

〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔項を削る。〕
〔略〕
〔項を削る。〕
〔略〕
〔項を削る。〕

仲地政次	仲繩県島尻郡久米島町字仲地七十六番地	耕種農業
〔同上〕		
比嘉憲政	仲繩県島尻郡南大東村字旧東百九十七	耕種農業
〔同上〕		
山田政秀	仲繩県島尻郡南大東村字北五百三十五	耕種農業
浅沼清	仲繩県島尻郡南大東村字北五百二十八	耕種農業
島袋利幸	仲繩県国頭郡伊江村西江上三百七十八	耕種農業
蔵下良彦	仲繩県国頭郡伊江村東江前千五百六十七	耕種農業
大城昌栄	仲繩県糸満市阿波根千百三十九―一	耕種農業
農業生産法人有 限会社社南陽 花き生産組合	仲繩県糸満市字字江城五百五十六番地	耕種農業
農業生産法人合 同会社社K I フロール	仲繩県糸満市字小波蔵四百二十一番地一	耕種農業
金城隆広	仲繩県糸満市字米須三百三十五番地の五	耕種農業
大城篤	仲繩県糸満市字潮平六百二十番地の一コ一 ボ栄A―一	耕種農業
長尾庄淳	仲繩県糸満市真壁四百十九―一	耕種農業
玉城直也	仲繩県糸満市糸満九百八十九―三	耕種農業
仲西栄二	仲繩県糸満市照屋八百四―一コ一ボ大城 三―C	耕種農業
金城吉治	仲繩県糸満市新垣五十八	耕種農業
新垣修	仲繩県糸満市字真壁二百六十六番地	耕種農業
金城直樹	仲繩県糸満市字真栄平十四番地	耕種農業
沖山聖	仲繩県島尻郡南大東村池之沢四十七	耕種農業
金川均	仲繩県島尻郡南大東村旧東百七十五番地	耕種農業
垣花恵忠	仲繩県島尻郡南大東村字在所二百八番地	耕種農業
伊良部友晃	仲繩県島尻郡南風原町新川百九十四―十	耕種農業
仲吉勝弘	仲繩県糸満市字真栄平百五十二	耕種農業

〔同上〕	上江洲実	沖繩県島尻郡久米島町字太田二百六十三	耕種農業
株式会社ナフト	〔同上〕	愛知県碧南市宮町二丁目百六番地	耕種農業
長嶺友也	〔同上〕	沖繩県糸満市糸満百三十一番地	耕種農業
〔同上〕	新垣進	沖繩県糸満市西崎二丁目十六番六号	耕種農業
中村伸次	田場恒昭	沖繩県糸満市西崎六丁目四番十三―五百一 号コンコース	耕種農業
宇江城安勝	外間年男	沖繩県うるま市字川崎二百三十五番地一 地	耕種農業
〔同上〕	北日本管与株式会社	沖繩県国頭郡恩納村字喜瀬武原四百六十三 番地	耕種農業
株式会社社組	〔同上〕	秋田県横手市平鹿町浅舞字間兵衛野七番地 一	耕種農業
株式会社三友金属	〔同上〕	京都府城陽市富野南清水五十四番地の六	型枠施工
〔同上〕	ヤスキ建設株式会社	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石四十五番地二	溶接
有限会社本石産業	赤嶺清一	愛知県安城市根崎町西根百四十一番地	建設機械施工
上地高司	〔同上〕	福岡県朝倉市堤千七百六十三番地	かわらぶき
〔同上〕	國吉正治	沖繩県那覇市田原二百三十一―六	耕種農業
外間宏喜	〔同上〕	沖繩県石垣市字真榮里四十五番地三	耕種農業
〔同上〕	三河ダイハツ株式会社	沖繩県豊見城市字名嘉地三百五十七番地三 一	耕種農業
		沖繩県国頭郡恩納村字喜瀬武原四百五番地	耕種農業
		愛知県岡崎市宇頭町字北家下五番地の一	塗装

[項を削る。]		
[略]		
[項を削る。]		
株式会社竹内農場	香川県丸亀市綾歌町栗熊東千七百三十九番地	耕種農業
三 対象となる者 平成二十九年九月八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者		
備考 表中の「」の記載は注記である。		
三 対象となる者 平成二十六年八月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者		
株式会社正興電機製作所	福岡県福岡市博多区東光二丁目七番二十五号	電子機器組立て
[同上]		
株式会社ヤナギサワ自動車販売	愛知県豊田市堤町宝二十六番地二	塗装
[項を加える。]		

○外務省告示第三百二十三号
平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三百三十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年八月十八日及び二十七日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号 4 (b)、第千三百三十三号 8 (c)、第千三百九十号 2 (a)、第千九百八十八号 1 (a)、第千九百八十九号 1 (a)、第千二百五十三号 2 (a) 及び第千二百五十五号 1 (a) に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。
平成二十九年九月八日
次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
外務大臣 河野 太郎

改 正 後		
(別表) 1. ～672. [略] 673. ケヴィン・ジョルダン・アケセル・ギアヴァルシュ KEVIN JORDAN AXEL GUIAVARCH 称号：不明 役職：不明 生年月日：1993年 3 月12日 出生地：Paris, France 国籍：フランス 旅券番号：フランス旅券番号 12CP63882. 3 FRA、2012年 7 月31日発行（2022年 7 月30日まで有効） ID 番号：フランス国民 ID カード番号 070275Q007873、2007年 2 月16日発行（2017年 2 月15日まで有効） 住所：(a)Grenoble France（1993年から2012年までの住所）(b)Syrian Arab Republic（2012年から2016年まで居住）(c)Turkey（2016年 6 月から2017年 1 月まで）(d)France（2017年 1 月以降、収監中）国連制裁委員会による指定日：2014年 9 月23日（2016年 6 月24日及び2017年 8 月27日に改訂）		
改 正 前		
(別表) 1. ～672. [同左] 673. ケヴィン・ギアヴァルシュ KEVIN GUIAVARCH 称号：不明 役職：不明 生年月日：1993年 3 月12日 出生地：Paris, France 国籍：フランス 旅券番号：不明 ID 番号：不明 住所：シリア・アラブ共和国（2012年から居住） 国連制裁委員会による指定日：2014年 9 月23日（2016年 6 月24日に改訂） その他の情報：シリアに渡航し、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644、で指定した団体）に加わつたフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の斡旋者。インターネットを通じた暴力的な宣伝の面で活動。		

その他の情報：シバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (644、で指定した団体) 及びイラクのアル・カーイダ (453、に指定した団体) としてリストに掲載されている ISIL (いわゆる「イスラム国」と関わりがあるフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の渡航を支援した。インターネットを通じて暴力的な宣伝の面で活動。2014年にフランス当局により発出された同人に対する逮捕令状は、2016年6月に同人がトルコで逮捕され、同国から追放措置がとられたことを受けて、2017年1月に執行された。同人に対するインターネット (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウエブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5818237	674. ～758. [同左]
759. シエーン・ドミニク・クロフォード (別名：(a)アサドウラ- (b)アブ・サアド・アットリニダーデイ(c)アサド)	674. ～758. [同左] [号を加える。]
SHANE DOMINIC CRAWFORD (a.k.a.: (a)Asadullah (b)Abu Sa' d at-Trinidad (c) Asad)	
称号：不明	
役職：不明	
生年月日：1986年2月22日	
出生地：Mount Hope, Trinidad and Tobago	
国籍：トリニダード・トバゴ	
旅券番号：(a)トリニダード・トバゴ旅券番号 TA959547、2013年11月19日発行 (トリニダード・トバゴ移民局発行、2018年11月18日失効) (b)トリニダード・トバゴ旅券番号 T1071839、2004年11月8日発行 (トリニダード・トバゴ入国管理部門発行、2014年11月7日失効)	
I D 番号：(a)トリニダード・トバゴ国民 I D カード 19860222007、2011年6月16日発行 (2016年6月16日失効) (b)トリニダード・トバゴ出生証明書 B394445、2007年1月23日発行(c)トリニダード・トバゴ運転免許証 892124B、2007年8月30日発行 (2010年8月30日失効)	
住所：(a)Syrian Arab Republic (2014年5月時点の所在地) (b)Reyhanli, Hatay, Turkey (過去の所在地、2013年11月から2014年5月まで) (c)349 Dass Branch Trace, Dass Trace, Enterprise Chaguana, Trinidad and Tobago (出生から2013年11月27日まで) (d) LP# 41 Ballisier Road, Smith Field Lands, Wallerfield, County of St. George East, Trinidad and Tobago (2011年9月時点の別の所在地)	
国連制裁委員会による指定日：2017年8月18日 その他の情報：イラクのアル・カーイダ (453、に指定した団体) としてリストに掲載されている ISIL (いわゆる「イスラム国」) の、英語によるプロパガンダ担当。トリニダード・トバゴにおいて、弾薬及び火器の所持、ならびに盗品譲受けについて指名手配されている。身体的情報：目の色は茶、髪の色は暗い、肌の色は薄い茶、体格は中柄、身長は174cm、体重は64kg。英語とアラビア語を話す。	
備考 表中の「」の記載は英語による。	

○文部科学省告示第百九号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第三項、第二十九条第一項第四号、第六十六条第一項、第六十七条第二項、第七十三条及び第七十四条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

第一条 専門職大学設置基準第十八条第二項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第一項」と、「大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職大学設置基準第二十八条」と読み替えるものとする。

第二条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。

第三条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることができる学修については、平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と、「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。

第四条 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与える者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づき職業資格又は次に掲げる実務的能力に関する審査における成果（当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとして、実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える
	一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること	

第五条

専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるものとする。

臨地実務実習		
一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。	口 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条の二第一項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該授業科目に係る単位を二十単位を超えない範囲で与える。
二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れられる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。		
三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れられる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。		
四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。		
五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。		

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるものとする。

- 一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであつて、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。
- 二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- 三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- 四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- 五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

第六条 専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と読み替えるものとする。

第七條 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第八條 専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十一年文部科学省告示第百三十三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十三条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学設置基準第十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第九條 専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第百四十四号（大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は築学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

○文部科学省告示第百十号

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十五条第二項、同条第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項第四号、第二十九条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第二項、第七十条及び第七十二条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

第一条 専門職短期大学設置基準第十五条第二項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第百五十二号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第一項」と、「短期大学設置基準第十七条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二条 専門職短期大学設置基準第十五条第四項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第百五十一号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第四項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第四項」と読み替えるものとする。

第三条 専門職短期大学設置基準第二十二条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第百六十九号（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学において短期大学教育」とあるのは「専門職短期大学において専門職短期大学教育」と、「第百八条第一項に規定する短期大学」とあるのは「第百八条第四項に規定する専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第四条 専門職短期大学設置基準第二十三条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三年単位（専門職短期大学設置基準第二十七条に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七条の短期大学」という。）にあつては十五単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与える者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づき職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学において専門職短期大学の教育に相当する水準を有することと認められる）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとして実践的な能力と同等以上の能力を修得している者と認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していることと認められる実践的な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該専門職短期大学に於ては、修業年限が二年の専門職短期大学に於ては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学に於ては二十三年単位（専門職短期大学設置基準第二十七条の短期大学に於ては十五単位）を超えない範囲で与える。
	一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	

臨地実務実習

専門性が求められる職業に係る実務の経験を有しかつ当該職業において、当該専門上の業績を有することにより、当該専門上職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者

中欄に掲げる者の申出により、その者が修得しているものと認めらるる実践的能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を、修業年限が二年の専門職短期大学であつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位（専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学にあつては、十単位）を超えない範囲で与える。

第五條 專門職任

期大學設置基準第二十六條第一項第
げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三、臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くべし。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職短期大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施する。

三、連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有

第六条 専門職短期大学設置基準第六十三条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十六号（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十三

条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十三条第一項」と、「短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第七條 專門職短期大學設置基準第六十四

期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百七十号）の規程を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第八条 専門職短期大学設置基準第七十条の規定に基づき、専門職短期大学が

組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第五百号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十二條」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替へるものとする。

第九条 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合

の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。

○文部科学省告示第百十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）を次のように改正する。

平成二十九年九月八日

別表第一学士、修士及び博士の項の次に次のように加える。

文部科学大臣 林 芳正

学士（専門職）

文学関係、教育学、保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、英学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係及びリハビリテーション関係を除く)。

同表短期大学士の項の次に次のように加える。

短期大学士（専門職）
文学関係、教育学・教育学関係、理学関係、保健衛生学関係（看護学関係、保健衛生学関係及びリハビリテーション関係を除く）

附
則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

公 告

經 典 區

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

平成29年(ワ)第26号

愛媛県南宇和郡愛南町満倉2877番地1

債務者 藤井 俊

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月25日まで

平成29年(ワ)第32号

静岡県下田市河内77番地の1 小針アパート1ーC

債務者 西田美知子

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第64号

三重県名張市栄町2891番地1

債務者 関口 遼

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前11時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第610号

神戸市長田区大塚町5丁目1番16号 CUB E102号

債務者 康本琴華こと 康 琴華

1 決定年月日時 平成29年8月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第185号

兵庫県川西市霞ヶ丘1丁目2番7号 205、従前の住所兵庫県三田市相生町110番8号

債務者 植井 正昭

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第187号

兵庫県宝塚市鹿塩1丁目250番地 北仁川シテイーハイム202、前住所大阪府大阪市城東区諏訪1丁目18番45号 シヤーマゾン・レビュート1

債務者 原野 玲華

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第208号

兵庫県宝塚市中山桜台6丁目16番1ー1006号、前住所兵庫県宍粟市山崎町下字原16番地5

債務者 笹栗美恵子(旧姓足立)

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第40号

愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲269番地5、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲271番地

債務者 有間 良満

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前11時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第69号

佐賀県唐津市神田1754番地2 神田県営住宅121号

債務者 中山 千尋(旧姓小島)

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第5号

長崎県対馬市厳原町小浦27番地4、前住所福岡県福岡市南区大橋2丁目5番21ー901号

債務者 小宮 恵子

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第12号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神280番地1

債務者 大江 秀明

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第40号

愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲269番地5、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲271番地

債務者 有間 良満

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前11時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第69号

佐賀県唐津市神田1754番地2 神田県営住宅121号

債務者 中山 千尋(旧姓小島)

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第5号

長崎県対馬市厳原町小浦27番地4、前住所福岡県福岡市南区大橋2丁目5番21ー901号

債務者 小宮 恵子

1 決定年月日時 平成29年8月28日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで

平成29年(ワ)第96号

広島県福山市水呑町3973番地1 熊岳荘Bー1

債務者 藤原 和美

1 決定年月日時 平成29年8月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年11月1日まで

平成29年(ワ)第31号

鹿児島県南さつま市加世田津貫23196番地市営久木野団地12号

債務者 森 正憲

1 決定年月日時 平成29年8月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。

4 免責意見申述期間 平成29年10月27日まで